

階上町議会の議決すべき事件を定める条例（案）

（趣旨）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（議決すべき事件）

第2条 議会の議決すべき事件は、次に掲げるものとする。

- (1) 本町における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止
- (2) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条第1項の規定により作成された階上町地域防災計画に基づく復興計画の策定、変更又は廃止

附 則

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。